（相続税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　相続税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項及び第三項中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

（相続税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　相続税法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号中「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改め、同条第二号中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第二条中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第三条第一項及び第二項中「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改める。

○財務省令第十四号

地価税法（平成三年法律第六十九号）第十七条第三項及び別表第二第三号の規定に基づき、地価税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

地価税法施行規則の一部を改正する省令

地価税法施行規則（平成三年大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第六項中「第五十七条の八第一項（核原料物質の使用の届出等）」を「第五十七条の七第一項（核原料物質の使用に関する規制）」に改め、同項第一号中「第一条第二項第三号」を「第一条第二項第四号」に改め、同条第八項第八号中「第五十七条の八第一項」を「第五十七条の七第一項」に改め、同項第十号ロ中「教育委員会」の下に「（当該都道府県が文化財保護法第五十三条の八第一項（所有者等への指導又は助言）に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事）」を加える。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○財務省令第十五号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の十の項の規定に基づき、登録免許税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

登録免許税法施行規則の一部を改正する省令

登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号イ(1)中「施設の設置）の社会福祉施設」を「社会福祉施設の設置）の社会福祉施設若しくは同法第六十八条の二第一項（社会福祉住居施設の設置）の社会福祉住居施設」に、「第二種社会福祉事業」を「住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業の開始等」に改める。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○財務省令第十六号

所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）及び消費税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第百十四号）の施行に伴い、並びに消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第三十条第十一項の規定に基づき、消費税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

消費税法施行規則の一部を改正する省令

消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「基準期間」の下に「、「棚卸資産」、「調整対象固定資産」」を加え、「第十四号」を「第十六号」に改め、「、基準期間」の下に「、棚卸資産、調整対象固定資産」を加える。

第六条第七項第二号中「、所在地」を「（当該市中輸出物品販売場が自動販売機型輸出物品販売場（令第十八条の二第二項第三号に規定する自動販売機型輸出物品販売場をいう。以下第十条の九までにおいて同じ。）である場合にあつては、当該自動販売機型輸出物品販売場に設置している指定自動販売機（同号に規定する指定自動販売機をいう。以下第十条の二まで及び第十条の九において同じ。）を識別するための情報）、所在地」に改め、「臨時販売場をいう。」の下に「以下この号、」を加え、「の名称及び」を「の名称（当該臨時販売場が自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場である場合にあつては、当該臨時販売場に設置している指定自動販売機を識別するための情報）及び」に改める。

第六条の二第一項第四号中「識別符号」の下に「（第十条の七第三項の規定により通知を受けた識別符号をいう。）」を加える。

第七条第二項中「いずれかの措置」を「措置のいずれか」に改める。

第十条第一項第一号中「において」を「、第十条の八第一項及び第十条の九第一項第一号において」に改め、同項に次の一号を加える。

三　自動販売機型輸出物品販売場に係る法第八条第六項の許可　次に掲げる事項

イ　申請者の氏名等及び納税地（法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号）

ロ　当該許可を受けようとする販売場の所在地及び当該販売場に設置する指定自動販売機を識別するための情報

ハ　その他参考となるべき事項

第十条第二項に次の一号を加える。

三　前項第三号に掲げる許可　次に掲げる書類

イ　当該許可を受けようとする販売場の付近見取図

ロ　当該販売場に指定自動販売機を設置することを証する書類

ハ　その他参考となるべき書類

第十条の二に次の一項を加える。

8　令第十八条の二第十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出者の氏名等及び納税地（法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号）

二　当該変更に係る自動販売機型輸出物品販売場の所在地及び識別符号（第六条の二第二項の規定により通知を受けた識別符号をいう。）

三　変更前の指定自動販売機を識別するための情報及び変更後の指定自動販売機を識別するための情報

四　当該自動販売機型輸出物品販売場に係る法第八条第六項の許可を受けた年月日

五　指定自動販売機を変更した年月日

六　その他参考となるべき事項

第十条の三第一項中「第十八条の二第十六項」を「第十八条の二第十七項」に改め、同項第二号及び第三号中「又は手続委託型輸出物品販売場」を「、手続委託型輸出物品販売場又は自動販売機型輸出物品販売場」に改め、同条第二項中「第十八条の二第十七項」を「第十八条の二第十八項」に改める。

第十条の六第二項中「いずれかの措置」を「措置のいずれか」に改める。

第十条の八の見出し中「設置する」を「設置しようとする」に改め、同条第一項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一　令第十八条の五第二項第一号に係る法第八条第九項の承認を受けようとする事業者　次に掲げる事項

イ　申請者の氏名等及び納税地（法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号）

ロ　一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場に係る法第八条第六項の許可を受けた年月日

ハ　その他参考となるべき事項